

日本観光ホスピタリティ教育学会 編集委員会規定

(趣旨・目的)

第1条 日本観光ホスピタリティ教育学会は、日本観光ホスピタリティ教育学会会則第5条にもとづき、機関誌『観光ホスピタリティ教育』(Annals of Tourism & Hospitality Education)ならびに『日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会研究発表要旨集』(Proceedings of the Annual Conference of the Japanese Society of Tourism and Hospitality Educators)を発行するために、編集委員会をおく。

(業務)

第2条 編集委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 投稿原稿募集の告知
- (2) 招待論文ほか依頼原稿の執筆要請
- (3) 書評および書評論文の対象文献の選定と執筆の依頼
- (4) 関連学会の動向、全国大会報告、学会通信、編集後記の記事編集・執筆
- (5) 投稿原稿の審査に関する諸措置
- (6) 機関誌各号の掲載原稿の審議および目次の決定
- (7) 機関誌印刷業者との折衝
- (8) 学会全国大会における発表要旨集の編集
- (9) 学会全国大会および研究会等における、投稿を薦めるにたる業績の発見
- (10) その他必要な事項

(組織)

第3条 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各1名および編集委員若干名から構成される。

2. 編集委員長および編集副委員長は、理事会において互選される。
3. 編集委員は、理事会の議にもとづき、会長が委嘱する。

(職務)

第4条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌編集を統括する。

2. 編集副委員長は、編集委員長を補佐し、委員長不在のときは、これに代わる。
3. 編集委員は、機関誌編集を担当する。

(任期)

第5条 編集委員の任期は2年とし、役員改選が行われた年度の総会日の翌日から2年後の総会日までとし、再任を妨げない。

2. 編集委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 編集委員長は委員会を原則として年1回招集し、機関誌の編集および投稿原稿の審査に関する事項の審議を行う。

(査読プロセス)

第7条 編集委員会は、投稿原稿の審査のため、正会員のなかから査読者を指名することができる。

2. 編集委員会は、特定の原稿の査読者の氏名を公表しない。
3. 査読者は、編集委員会の依頼により投稿原稿を審査し、その結果を編集委員会に報告する。

4. 編集委員会は、査読者による査読結果の報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。

(細則の制定)

第8条 この規定に関連して、編集規定、投稿規定、執筆要項、審査規定を別に定めることができる。

(付則) この規定は、2002年4月24日から施行する。

(付則2) この規定は、2005年3月13日に一部改訂し、施行する。

(付則3) この規定は、2014年11月22日に一部改定し、施行する。

(付則4) この規定は、2022年5月21日に一部改定し、施行する。

(付則5) この規定は、2024年1月20日に一部改定し、施行する。

この規定の変更は、日本観光ホスピタリティ教育学会理事会の議を経ることを要する。